

第3期特定健康診査等実施計画  
中間評価

令和4年3月

# 目 次

第1章 第3期特定健康診査等実施計画の中間評価	1
1. 中間評価・見直しの目的	1
2. 第3期特定健康診査等実施計画の概要	1
第2章 河合町国民健康保険特定健康診査	2
1. 特定健康診査の実施状況	2
① 特定健康診査受診率等	2
② 特定健診受診者の年齢階層別内訳	3
③ 特定健診の年齢階層別受診率	4
2. 特定健康診査事業評価	5
3. 特定健康診査事業の見直し	6
第3章 河合町国民健康保険特定保健指導	7
1. 特定保健指導の実施状況	7
① 特定保健指導利用率等	7
② メタボリックシンドロームの状況	8
2. 特定保健指導事業評価	12
3. 特定保健指導事業の見直し	13

## 第1章 第3期特定健康診査等実施計画の中間評価

### 1. 中間評価・見直しの目的

平成30年3月に河合町保健事業実施計画の中で策定した第3期特定健康診査等実施計画（以下「実施計画」という。）は、特定健康診査においてメタボリックシンドロームに着目し、生活習慣の改善が必要な者を抽出し、特定保健指導によって生活習慣の改善を指導することで対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することで、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的に策定しました。

この実施計画では、令和3年度に中間評価を行うとされており、特定健康診査等の事業評価及び今後の特定健康診査等の事業の見直しを行います。

### 2. 第3期特定健康診査等実施計画の概要

#### (1) 特定健診

目的	年1回の特定健診の受診により自身の健康状態を把握し、早期に生活習慣を見直すことで、中長期的な医療費の適正化につなげる。
目標	特定健康診査受診率の向上
課題	特定健康診査受診率の低迷

#### (2) 特定保健指導

目的	メタボリックシンドロームのリスクがある者の生活習慣病の予防・改善を図る。
目標	特定保健指導利用率の向上
課題	特定保健指導利用率の低迷

## 第2章 河合町国民健康保険特定健康診査

### 1. 特定健康診査の実施状況

#### ① 特定健診受診率等

河合町国民健康保険の受診状況は、平成30年度から上昇しており、令和2年度においては、奈良県平均を上回る受診率となっています。

しかし、全国と比較すると依然下回っており、実施計画における受診率目標についても未達成となっています。

図表1 河合町、奈良県、全国の特定健診受診率等

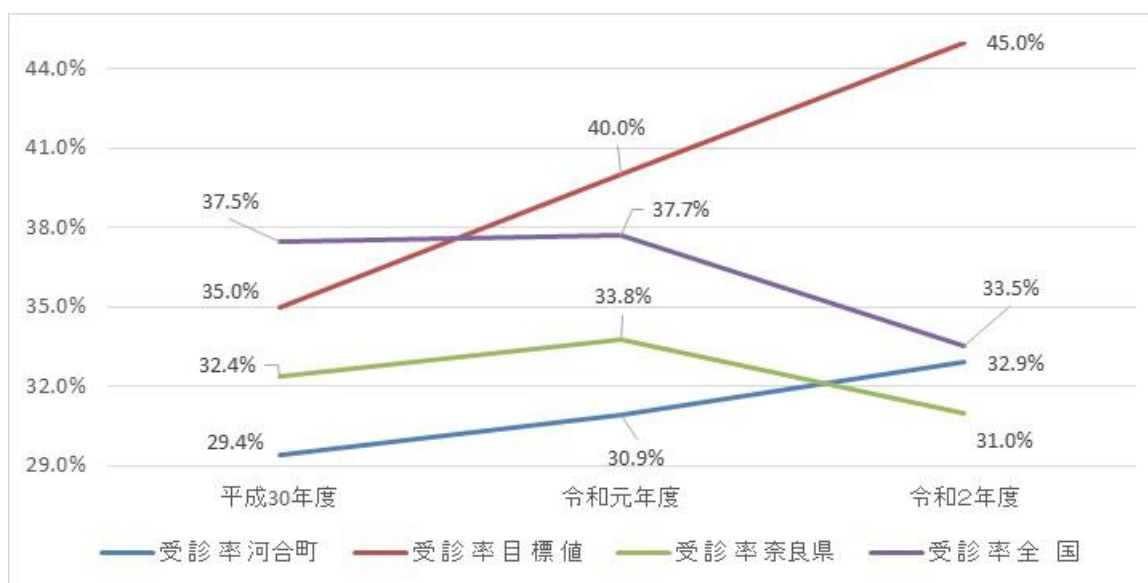
(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
河合町	対象者数	3,196	3,082	3,045
	受診者数	940	953	1,003
	受診率	29.4%	30.9%	32.9%
	目標値	35.0%	40.0%	45.0%
奈良県	受診率	32.4%	33.8%	31.0%
全国	受診率	37.5%	37.7%	33.5%

(特定健診・特定保健指導実施結果集計表(法定報告)出典)

(KDBシステム「地域の全体像の把握」出典)

図表2 河合町、奈良県、全国の特定健診受診率の比較



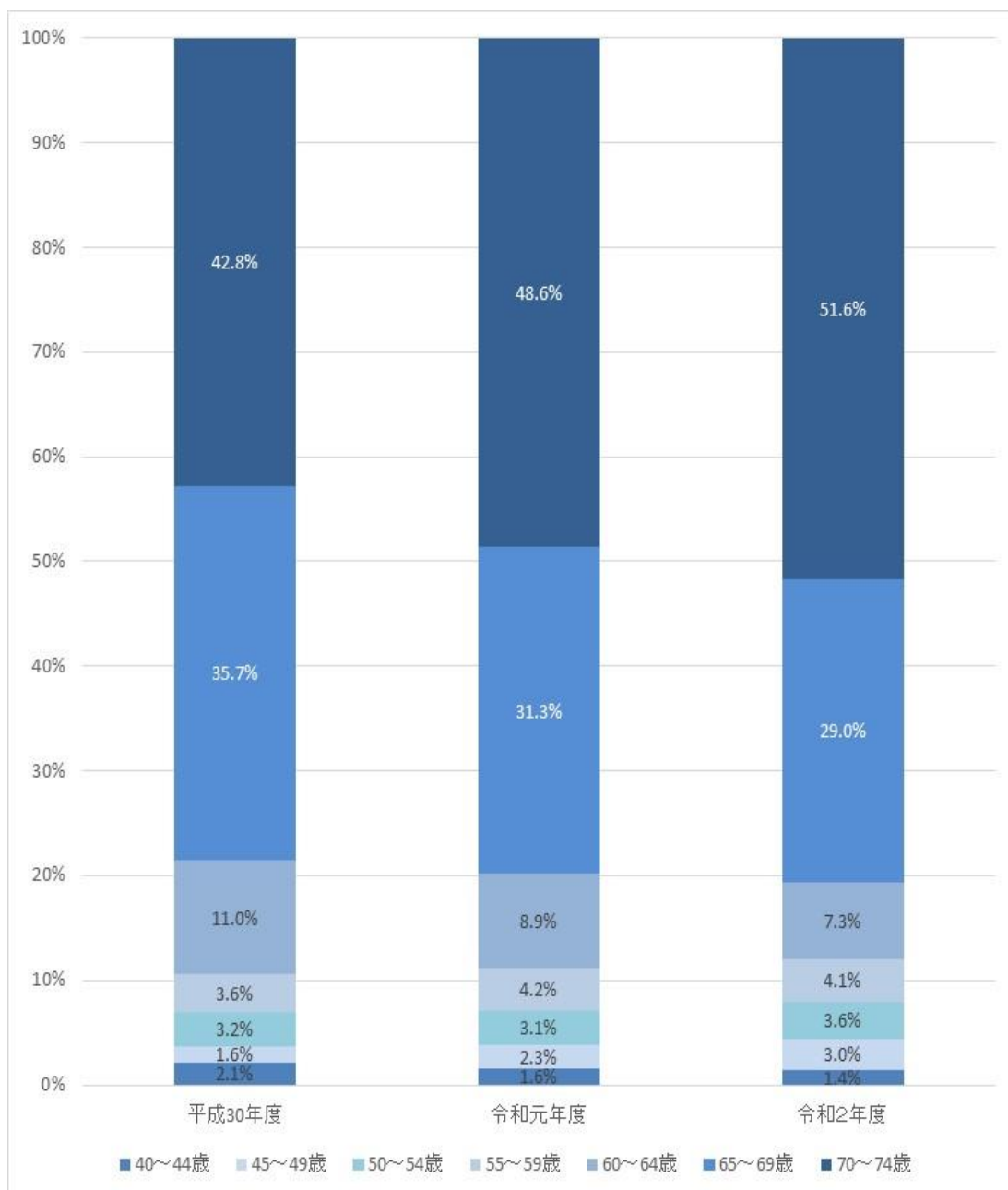
(KDBシステム「地域の全体像の把握」出典)

② 特定健診受診者の年齢階層別内訳

特定健診受診者を年齢階層別で見ると、受診者全体の約9割が60歳以上となっています。

その中でも、70歳以上が受診者全体の約5割を占めています。

図表3 年齢階層別特定健診受診者内訳



(特定健診結果総括表(法定報告)出典)

③ 特定健診の年齢階層別受診率

年齢階層別の受診率を見ると、65歳以上の受診率が比較的高い水準で推移しているが、全体的には低い水準となっています。

特に40歳から59歳の若年層が低くなっています。

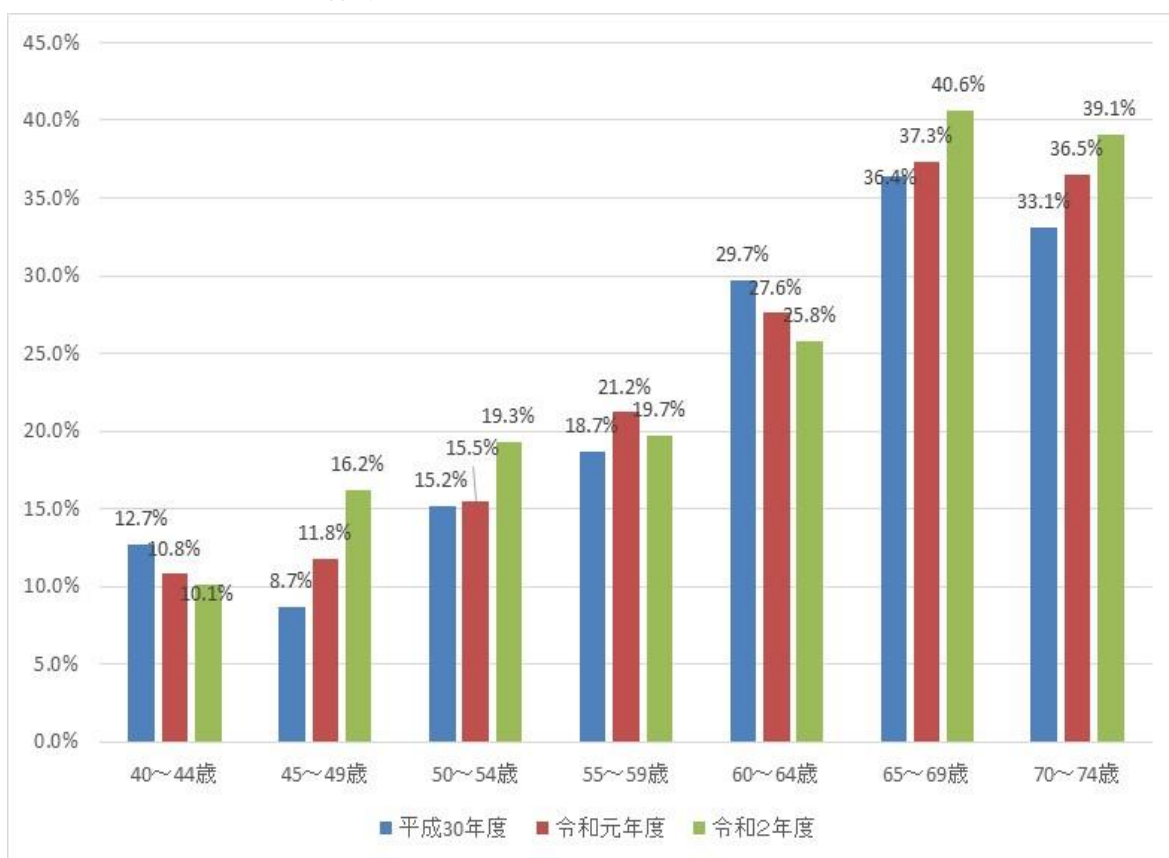
図表4 特定健診年齢階層別受診者数等

(単位：人)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
40～44歳	158	20	12.7%	139	15	10.8%	139	14	10.1%
45～49歳	173	15	8.7%	186	22	11.8%	185	30	16.2%
50～54歳	198	30	15.2%	193	30	15.5%	187	36	19.3%
55～59歳	182	34	18.7%	189	40	21.2%	208	41	19.7%
60～64歳	347	103	29.7%	308	85	27.6%	283	73	25.8%
65～69歳	922	336	36.4%	800	298	37.3%	717	291	40.6%
70～74歳	1,216	402	33.1%	1,267	463	36.5%	1,326	518	39.1%

(特定健診結果総括表(法定報告)出典)

図表5 特定健診年齢階層別受診率



(特定健診結果総括表(法定報告)出典)

## 2. 特定健康診査事業評価

主な指標	目標値	経年変化	判断等	評価
特定健診 受診率	45% (R2年度)	図表2～ 図表5参照	受診率は上昇傾向にあるが、 目標値には遠く及んでいない。	目標未達成
指標のまとめ	<p>国における令和5年度の市町村国保の特定健診受診率目標の60%を達成するために、平成30年度より段階的に受診率を引き上げていく計画であったが、令和2年度の実績を見ても、奈良県平均を超えることはできたが、計画における受診率目標値である45%には遠く及ばなかった。</p>			
成功要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生部門との協力することで、より緻密に事業が実施できるようになった。</li> <li>・河合町独自で行ってきた特定健診受診勧奨通知事業を、奈良県共同事業の受診勧奨事業に乗り換えることで、奈良県国民健康保険団体連合会の専門的な知識も含めて実施できた。</li> <li>・特定健診の費用負担を無料とし、対象者の金銭的負担をなくすことで受診率の向上を図った。</li> <li>・特定健診を受けることのメリット等の町広報等で周知を徹底し、被保険者の健康意識の増進を図った。</li> <li>・町内特定健診実施医療機関へ出向き、医療機関からも患者に対し、特定健診の受診を勧めていただくよう依頼し、受診率の向上を図った。</li> </ul>			
未達要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職の人材確保ができていない状況であり、町独自の受診率向上対策事業が行えていない。</li> <li>・特定健診事業を他の事業と兼務して行っている状況で町独自の受診率向上対策事業を検討する時間の確保ができていない。</li> </ul>			

### 3. 特定健康診査事業の見直し

特定健診受診率については上昇傾向にあるため、既存の特定健診事業を今後も継続して行っていきます。

奈良県における共同事業についても積極的に参加し、受診率向上を図っていきます。

また、目標達成のため、更なる受診率の向上を図る必要があり、実施計画後半において、以下のような事業等の実施を図ります。

① 特定健診インセンティブ事業

内 容：特定健診を受診した者に対し、景品等を送付する。

効 果：特定健診受診率の向上

② 特定健診集団健診の実施

内 容：特定健診の日時等を指定し、集団的に行う。

効 果：特定健診受診率の向上

対象者の受診機会の確保

③ 特定健診事務の民間事業者へのアウトソーシング

内 容：特定健診受診券の封入封緘作業等を民間委託する。

効 果：担当者の事務負担の軽減

④ 専門職の配置

内 容：保健師等の専門職の配置。

効 果：被保険者の QOL の向上



### 第3章 河合町国民健康保険特定保健指導

#### 1. 特定保健指導の実施状況

##### ① 特定保健指導利用率等

対象者数及び利用者数は横ばいで推移していたが、令和2年度に上昇しています。

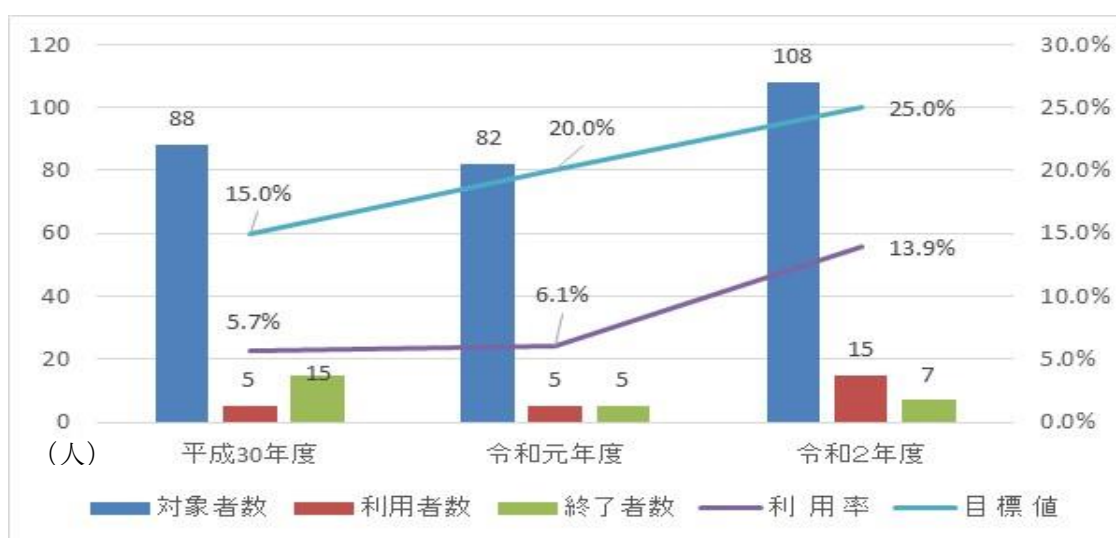
図表6 特定保健指導利用率等

(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
動機付支援	対象者数	77	68	93
	利用者数	4	4	15
	終了者数	14	5	6
	利用率	5.2%	5.9%	16.1%
積極的支援	対象者数	11	14	15
	利用者数	1	1	0
	終了者数	1	0	1
	利用率	9.1%	7.1%	0.0%
動機付支援 + 積極的支援	対象者数	88	82	108
	利用者数	5	5	15
	終了者数	15	5	7
	利用率	5.7%	6.1%	13.9%
	目標値	15.0%	20.0%	25.0%

(特定健診・特定保健指導実施結果集計表(法定報告)出典)

図表7 特定保健指導利用率等推移



(特定健診・特定保健指導実施結果集計表(法定報告)出典)

②メタボリックシンドロームの状況

全体で見ると、男性については予備群、該当者ともに上昇傾向にあります。

女性は、予備群は上昇傾向にありますが、該当者は減少傾向にあり、男性と比べると、予備群、該当者ともに低くなっています。

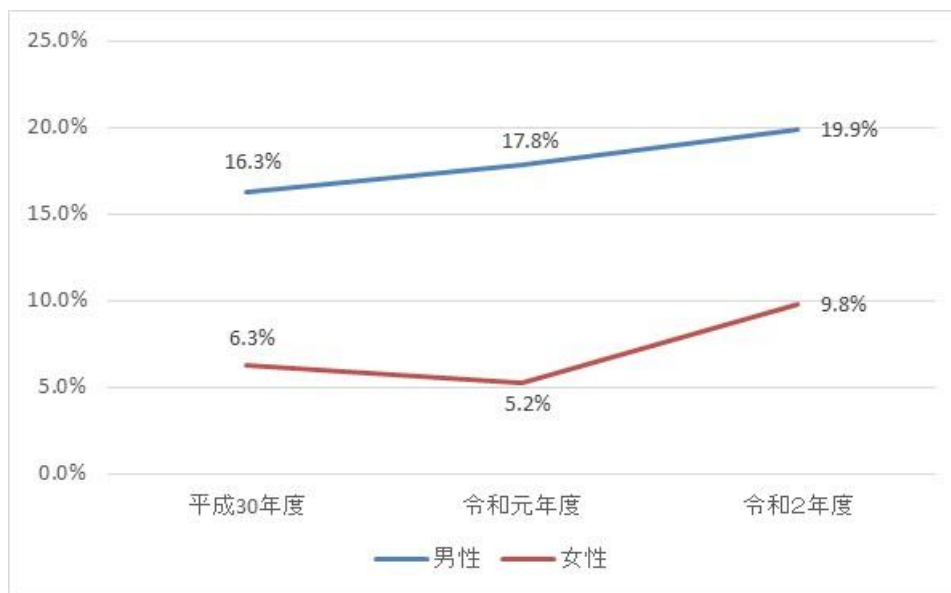
性別、年齢別で見ると、男性の60歳代、70～74歳の該当者割合が約30%で高い傾向にあり、女性については、どの年齢でもほぼ10%以下で低い傾向にあります。

図表8 メタボリックシンドローム予備群・対象者割合

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
予備群	男性	16.3%	17.8%	19.9%
	女性	6.3%	5.2%	9.8%
該当者	男性	29.5%	25.7%	28.1%
	女性	7.6%	10.2%	7.0%

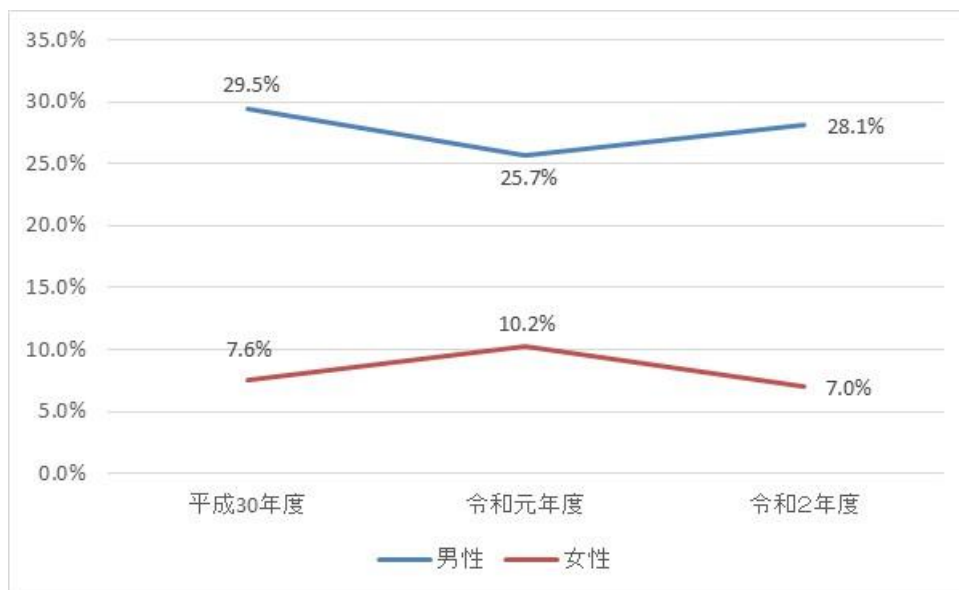
(KDBシステム「厚生労働省様式5-3メタボリックシンドローム該当者・予備群」出典)

図表9 メタボリックシンドローム予備群割合



(KDBシステム「厚生労働省様式5-3メタボリックシンドローム該当者・予備群」出典)

図表 10 メタボリックシンドローム該当者割合



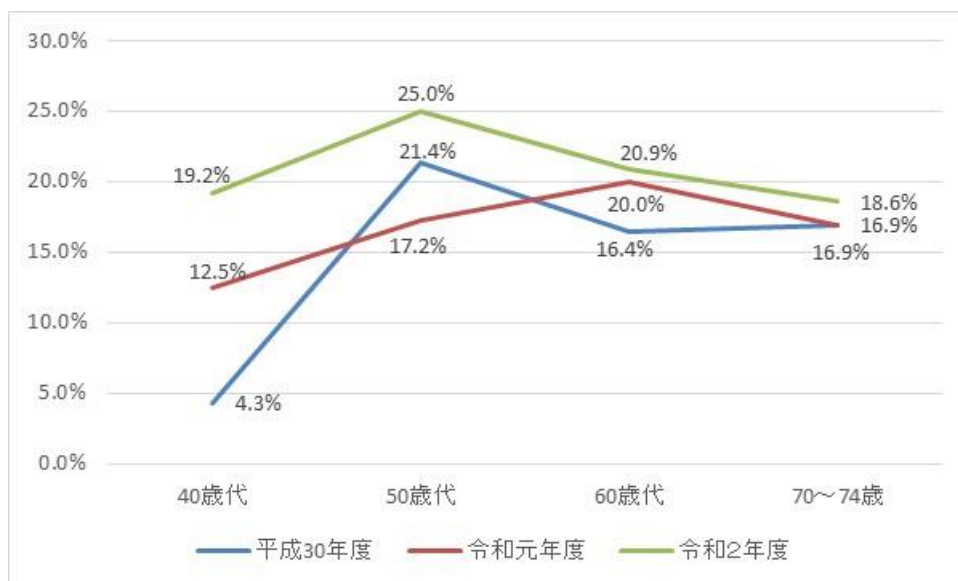
(KDB システム「厚生労働省様式 5-3 メタボリックシンドローム該当者・予備群」出典)

図表 11 性別・年齢別メタボリックシンドローム予備群・対象者割合

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		予備群	該当者	予備群	該当者	予備群	該当者
男性	40歳代	4.3%	13.0%	12.5%	12.5%	19.2%	19.2%
	50歳代	21.4%	7.1%	17.2%	24.1%	25.0%	28.1%
	60歳代	16.4%	32.2%	20.0%	28.1%	20.9%	26.9%
	70～74歳	16.9%	32.8%	16.9%	25.9%	18.6%	30.0%
女性	40歳代	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%
	50歳代	8.3%	2.8%	4.9%	12.2%	6.7%	2.2%
	60歳代	5.9%	8.3%	6.0%	10.8%	9.6%	10.4%
	70～74歳	6.8%	7.3%	4.7%	9.9%	10.0%	5.5%

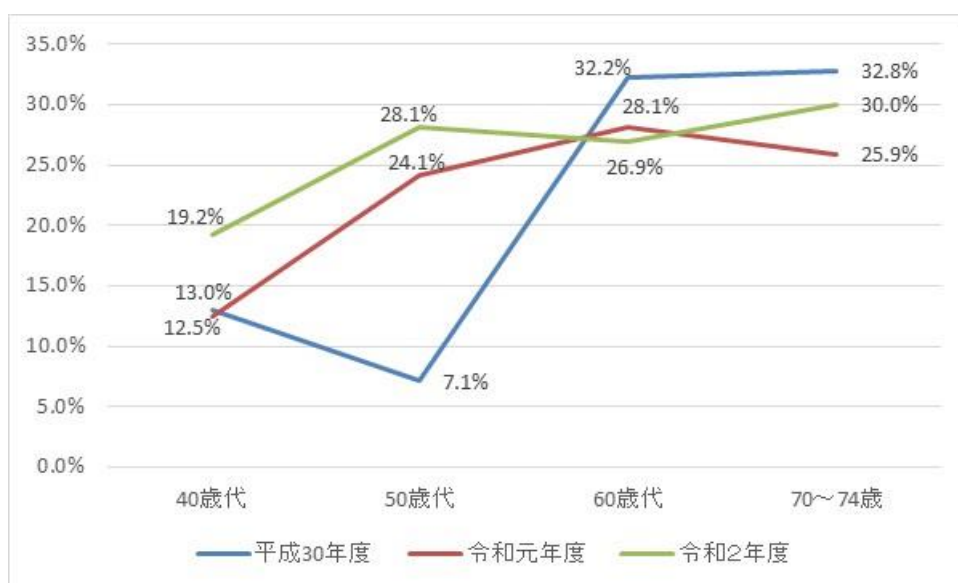
(KDB システム「厚生労働省様式 5-3 メタボリックシンドローム該当者・予備群」出典)

図表 12 年齢別メタボリックシンドローム予備群割合（男性）



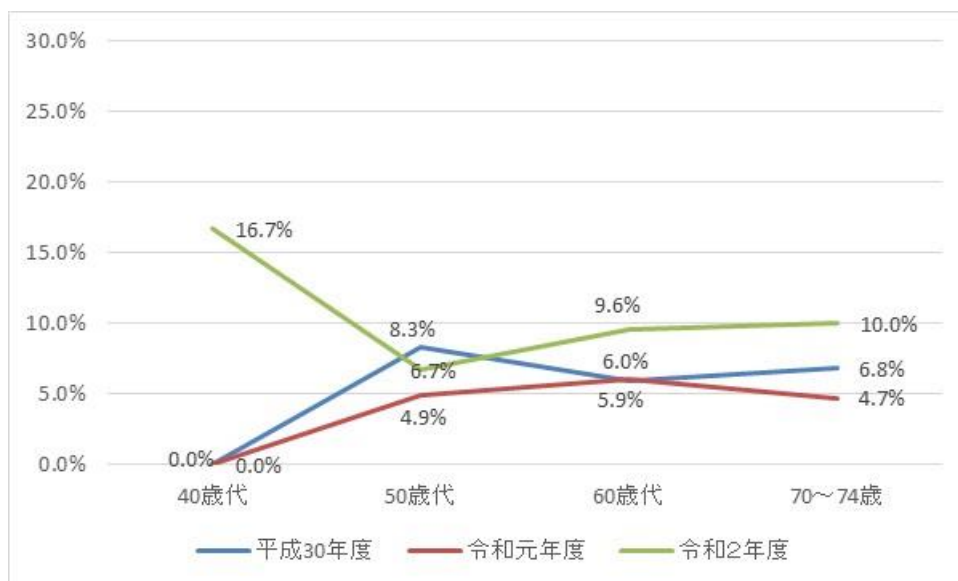
(KDB システム「厚生労働省様式 5-3 メタボリックシンドローム該当者・予備群」出典)

図表 13 年齢別メタボリックシンドローム該当者割合（男性）



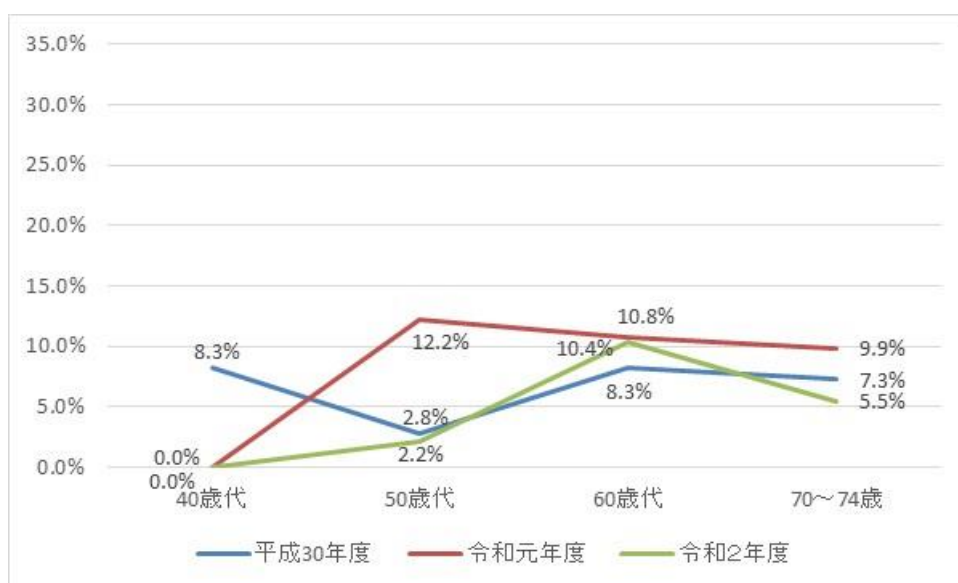
(KDB システム「厚生労働省様式 5-3 メタボリックシンドローム該当者・予備群」出典)

図表 14 年齢別メタボリックシンドローム予備群割合（女性）



(KDB システム「厚生労働省様式 5-3 メタボリックシンドローム該当者・予備群」出典)

図表 15 年齢別メタボリックシンドローム該当者割合（女性）



(KDB システム「厚生労働省様式 5-3 メタボリックシンドローム該当者・予備群」出典)

## 2. 特定保健指導事業評価

主な指標	目標値	経年変化	判断等	評価
特定保健指導 利 用 率	25% (R2年度)	図表8～ 図表15参照	利用率は上昇傾向にあるが、 目標値には遠く及んでいない。	目標未達成
指標のまとめ	<p>国における令和5年度の市町村国保の特定保健指導利用率目標の60%を達成するために、平成30年度より段階的に受診率を引き上げていく計画であったが、令和2年度の実績を見ても、計画目標値の25%には遠く及んでいない。</p>			
成 功 要 因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健センターで行っている健康相談等で相談のあったものに対し、町保健師による保健指導を行うことで利用率の向上を図った。</li> <li>・奈良県共同事業の特定保健指導実施率向上対策支援事業に参加し、特定保健指導利用勧奨通知を送付することで利用率の向上を図った。</li> </ul>			
未 達 要 因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職の人材確保ができていない状況であり、町独自の利用率向上対策事業が行えていない。</li> <li>・特定保健指導事業を他の事業と兼務して行っている状況で町独自の利用率向上対策事業を検討する時間の確保ができていない。</li> </ul>			

### 3. 特定保健指導事業の見直し

特定保健指導利用率については上昇傾向にあるが、伸び率が低いため既存の特定保健指導事業を今後も継続して行うとともに、利用率向上の先進事例等を参考に、より一層の利用率の向上に取り組んでいきます。

奈良県における共同事業についても積極的に参加し、利用率向上を図っていきます。

また、目標達成のため、更なる利用率の向上を図る必要があり、計画後半において、以下のような事業等を行います。

#### ① 特定健診インセンティブ事業

内 容：特定保健指導を利用した者に対し、景品等を送付する。

効 果：特定保健指導利用率の向上

#### ② 特定保健指導の保健センターでの実施の検討

内 容：特定保健指導を保健センターの保健師で行えるよう体制づくりを検討する。

効 果：特定保健指導利用率の向上  
対象者の利用機会の確保

#### ③ 専門職の配置

内 容：保健師等の専門職の配置。

効 果：被保険者の QOL の向上